# 後期高齢者医療特別会計予算

# 歳入

科目	本 年 度	前年度	増 減 額	増減率
	千円	千円	千円	%
1 後期高齢者医療保険料	2,609,719	2,459,908	149,811	6.1
2 使用料及び手数料	1	1	1	1
3 繰 入 金	553,021	521,435	31,586	6.1
4 繰 越 金	1	1	I	1
5 諸 収 入	114,984	90,759	24,225	26.7
歳 入 合 計	3,277,726	3,072,104	205,622	6.7

# 歳出

科目	本 年 度	前年度	増 減 額	増減率
	千円	千円	千円	%
1 総 務 費	33,926	30,012	3,914	13.0
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,114,354	2,933,317	181,037	6.2
3 保健事業費	114,446	95,775	18,671	19.5
4 諸支出金	5,000	3,000	2,000	66.7
5 予 備 費	10,000	10,000	_	_
歳 出 合 計	3,277,726	3,072,104	205,622	6.7

- 1. 加入者数 39,843人(21年11月30日現在)
- 2. 保険料 均等割額 39,600円 所得割額 (基礎控除後の総所得-33万円)×7.36%
- ・均等割額の軽減(世帯の総所得金額等に応じて)

8.5割軽減	軽減後5,940円	[基礎控除額33万円]を超えない世帯
5割軽減 軽減	軽減後19,800円	〔基礎控除額33万円+24.5万円×世帯の被保険者数
	轻恢复19,000円	(被保険者である世帯主を除く)〕を超えない世帯
2割軽減	軽減後31,680円	〔基礎控除額33万円+35万円×世帯の被保険者数〕
		を超えない世帯

- ※ 8.5割軽減対象のうち年金収入80万円以下の人は9割軽減になる。
- ※ 所得割は、年金収入153万円から211万円までは5割軽減になる。

### ・被用者保険の被扶養者の軽減

均等割額 9割軽減	75歳などになって資格を得た日の前日に健康保険組合、船員保険、共済組合等の 被用者保険の被扶養者だった人
所得割額 なし	DATE OF DATE OF THE PROPERTY O

### •自己負担限度額(月額)

	外来限度額 (個人毎)	外来+入院限度額 (世帯毎)	高額医療・高額介護合算制度に おける自己負担限度額
現役並み所 得者	44,400円	80,100円+[(実際にかかった医療費 -267,000円)×1%](44,400円)	670,000円
一般	12,000円	44,400円	560,000円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	310,000円
低所得者 I	0,000円	15,000円	190,000円

<sup>※ ( )</sup>内の額は、過去1年間の4回目以降の自己負担基準限度額

### 3. 医療給付費の財源

公費《	50%》	支援金《40%》	保険料等《10%》		
国庫	国3/6		高額医療支援	保険料	保険基盤安定制度
調整交付金	県1/6	各保険者	国1/4 県1/4 保険料2/4	市町村が	県3/4
1/6	市町村1/6	からの 支援金	(広域連合全体の	広域連合	市1/4
			保険料で負担)	に納付	

4. その他 葬祭費、健康診査、人間ドック助成など